

岐阜経済大学における公的研究費の管理・監査に関する規程

(制定 2008 年 4 月 1 日)

(目的)

第 1 条 この実施基準は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、岐阜経済大学（以下「本学」という。）における公的研究費の管理・監査に関する必要な事項を定め、公的研究費を公正かつ適正に取り扱うことを目的とする。

(定義)

第 2 条 公的研究費とは、文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的資金等をいう。

(最高管理責任者)

第 3 条 本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として、最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、統括管理責任者および部門の管理責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切なリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第 4 条 最高管理責任者を補佐し、本学の公的研究費の運営・管理を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、事務局長を以って充てる。

(相談窓口)

第 5 条 本学内外からの公的研究費の事務処理手続き及び使用に係る相談を受ける窓口として、総務課をこれに充てる。

(職務権限)

第 6 条 公的研究費の執行および事務処理に関する職務権限は、学校法人岐阜経済大学事務組織および学校法人岐阜経済大会計規程等、学内関係諸規程の定めによる。

(関係法令等の遵守)

第 7 条 公的研究費の執行にあたっては、関係法令および当該研究費の執行基準等のほか、学内関係諸規程の定めにより公正かつ適正に取り扱わなければならない。

(不正使用防止)

第 8 条 最高管理責任者は、公的研究費の適正な運営を図るため、不正を発生させる要因に対応する不正使用防止の計画を策定し推進する。

(通報窓口の設置)

第 9 条 本学の研究活動における不正行為等に関する通報（以下「通報」という。）を受け付ける窓口を企画広報課に置く。

2 通報窓口が通報を受け付けたときは、直ちに最高管理責任者に報告しなければならない。

3 最高管理責任者が調査の必要があると認めるときは、調査委員会を設置する。

4 調査委員会の委員は、最高管理責任者が指名する若干名の者とし、委員長は委員の互選とする。

5 調査委員会は、調査の結果について最高管理責任者に報告するものとする。

(懲戒)

第 10 条 公的研究費の管理に関わって、不正が確認された者は、学校法人岐阜経済大学職員規則により懲戒を行う。

(不正関与業者の扱い)

第11条 公的研究費に関わって、不正な取引に関与した業者が確認された場合は、本学との取引を停止する。

(内部監査)

第12条 公的研究費の管理および事務の取扱いについて内部監査を実施する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て決定する。

附 則

この実施基準は、2008年4月1日から施行する。